

令和3年2月26日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長から次のとおり通知がありましたので貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

神奈川県生活衛生課長通知（令和3年2月22日付け生衛第3256号）概要

- ・ 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行を受け、食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例について、営業の施設基準を整備するなど、所要の改正を行い、これに伴い同条例施行規則についても所要の改正を行った。

食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の

一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行に伴い、営業の施設基準を整備するなど、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 営業の施設基準の整備

営業の施設基準について、共通する基準、営業許可業種ごとの基準及び生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準を規定するとともに、飲食店営業のうち、屋台等の簡易な施設での臨時営業を対象とした施設基準を新たに設定する。（改正後の条例第2条、別表第1、別表第2及び別表第3関係）

(2) 営業の報告及び給食施設の報告等の削除

食品衛生法の一部改正に伴い、営業届出制度が創設されたため、関係規定を削除する。（第3条、第4条及び第6条関係）

(3) 手数料の見直し等

営業許可申請手数料について、営業許可業種の見直しに伴い整理するとともに、継続申請時の手数料を設定する。（改正後の条例第3条、別表第4関係）

(4) その他所要の規定の整備を行う。（第1条及び第7条関係）

3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

令和3年6月1日

ただし、飲食店営業のうち、屋台等の簡易な施設での臨時営業を対象とした施設基準及び食品販売業の規定の削除は、令和4年6月1日から施行する。

(2) 経過措置

改正前の食品衛生法第52条第1項の許可を受けて営業している者が、この条例の施行の日以後最初に食品衛生法第55条第1項の規定による当該営業と同種の許可を受けようとする場合、その申請手数料は改正後の条例第4条第1項別表第4の「金額（継続）の欄」とする。